

平成28年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施

1 目的

- (1) 千代田区教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを区議会に提出するとともに、公表することにより、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。

2 実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の主要施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (2) 点検及び評価の対象事務事業の範囲は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく事務事業及び教育委員会事務局子ども部が所管する事務事業とし、点検及び評価は、当該年度における主要な事務事業として別途定めたものについて実施する。
- (3) 事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- (4) 学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検及び評価に関する有識者」として教育に関し学識経験を有する者及び教育以外の学識経験を有する者から教育委員会が委嘱する。
- (5) 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を区議会に提出する。また、報告書は公表するものとする。

3 実施方針

- (1) 対象の事務事業
平成27年度「主要施策の成果」事業を基本として10事業程度を対象とする。
- (2) 点検・評価シート
平成27年度「主要施策の成果」の様式を準用する。
- (3) スケジュール
 - ① 教育委員会定例会で本年度の対象事業を協議し、承認を得る。(7月)
 - ② 有識者会議を2～3回程度開催後、有識者から意見聴取。(9～12月)
 - ③ 有識者の意見を踏まえ教育委員会として評価を行い、報告書を作成する。
(12月～1月)
 - ④ 教育委員会定例会で報告書を議決。(2月)
 - ⑤ 報告書を区議会へ報告するとともに、区民等へ公表する。(2～3月)

4 点検及び評価に関する有識者（平成26～28年度）

- | | |
|-------|------------------|
| 明石 要一 | (千葉敬愛短期大学学長) |
| 湯川嘉津美 | (上智大学総合人間科学部教授) |
| 村上 祐介 | (東京大学大学院教育学科准教授) |
| 武内 志穂 | (株式会社三菱総合研究所参事) |

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。